

# 予防接種のお知らせ

問い合わせ 保健課健康増進担当 ☎ 23-4310

## 水痘(水ぼうそう)と高齢者肺炎球菌のワクチンが定期接種に!

これまで任意接種(予防接種の対象ではないが、希望者が自費で受けることができる予防接種)だった水痘(水ぼうそう)と高齢者肺炎球菌のワクチンが10月1日から定期接種になりました。



### ◆水痘(水ぼうそう) ワクチン

【対象者】 ※ 接種日現在

- ① 生後12月から生後36月に至るまでのお子さん
- ② 経過措置対象者(平成26年度かぎり)  
生後36月から生後60月に至るまでのお子さん
- \* すでに水痘にかかったことのある方は対象外
- \* 任意接種として水痘ワクチンを受けたことのある方は、すでに接種した回数分を受けたものとみなします。

【接種費用】 無料

【接種手続き】

対象者には、9月中にお知らせを送付しています。予診票については、母子健康手帳を確認のうえ交付します。接種を希望される方は、必ず母子健康手帳を持参し、保健福祉センター(保健課)までお越しください。

### ◆高齢者肺炎球菌ワクチン

【対象者】

- ① 平成26年度に右表の年齢の方
- ② 接種日現在60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある方(接種をご希望の方は、身体障害者手帳を持参のうえ保健課にお申し出ください)
- \* 任意接種としてすでに肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことのある方は対象外

対象者	生年月日
65歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
70歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
75歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
80歳	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生
85歳	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生
90歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
95歳	大正8年4月2日生～大正9年4月1日生
100歳以上	大正4年4月1日以前生の者

【実施期間】 10月1日(水)～平成27年3月31日(火)

【接種費用】 1/2 公費負担

- ※ ただし上限4千円で100円未満は切捨て
- ※ 実施期間外及び指定医療機関以外で接種の場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。
- ※ 指定医療機関については保健課までお問い合わせください。

【接種手続き】

- 対象者には9月中に予診票を送付していますので、ご確認のうえ、手続きをお願いします。
- \* 66歳以上の上記対象者以外で接種を希望される方にも、従来どおり任意予防接種費用の一部助成を行っております。接種を希望される方は事前に申請が必要ですので、必ず接種する前にお問い合わせください。

## 高齢者インフルエンザ予防接種助成のお知らせ

インフルエンザ予防の基本は、流行前に予防接種をすることです。

高齢者がインフルエンザにかかると普通の風邪に比べて気管支炎や肺炎を併発し、重症化することがありますので、早めに接種を受けるようにしましょう。

【対象者】

- ① 接種日現在65歳以上の方
- \* 実施期間中に65歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日から対象になります。
- ② 接種日現在60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある方(接種を希望の方は、身体障害者手帳を持参し保健課にお申し出ください)

【実施期間】

10月1日(水)～平成27年1月31日(土)

【接種費用】

- 医療機関により異なりますが、2,500円を公費負担します。
- \* 実施期間外及び指定医療機関以外で接種の場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。
  - \* 指定医療機関については保健課までお問い合わせください。

【接種手続き】

対象者(65歳以上の方)には9月中に予診票を送付していますので、ご確認のうえ、手続きをお願いします。